

用語	意味
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間にはうまれついで生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中は、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダー平等	性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒にきめてゆくことを意味している。
性自認	自分の性別をどう思うかをいい、「自分は女である」「自分は男である」など、その人自身が認識する性別のこと。
性的指向	どのような性別の人（同性・異性・両性）を好きになるかをいい、恋愛感情や性的感情を持たないという場合もある。
性表現	どんな服装やしぐさ、言葉づかいで表現するか
LGBTQ+ （エルジービーティキューブラス）	性的マイノリティの総称の 1 つとして、それぞれの意味の頭文字からなる言葉。 L：レズビアン→同性を好きになる女性 G：ゲイ→同性を好きになる男性 B：バイセクシャル→両方の性を好きになる人 T：トランスジェンダー→身体の性と心の性が異なる人 Q：クエスチョニング→自分の性のあり方について分からない人、迷っている、決めたくない人 +：プラス→自身を男性とも女性とも認識しない人、性別に関係なく惹かれる人、恋愛的魅力を感じない人 など
SOGIE（ソジ）	性的指向（Sexual Orientation）・性自認（Gender Identity）・性表現（Sexual Expression）の頭文字をとった言葉
カミングアウト	自分の性的指向や性自認に関することを他人に伝えること。
アウトティング	本人の同意がない状態で性的指向や性自認を第三者に暴露すること。
ALLY（アライ）	性的少数者に対する理解と支援の意志を表明している人

用語	意味
犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	<p>日常生活において協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、人生のパートナーシップにあることを宣誓し、市が宣誓したことの証明として、証明書等を交付するものです。</p> <p>また、生計を共にする未成年のお子さまがいる場合は、そのお子さまと家族関係にあること（ファミリーシップ）を宣誓することもできます。</p> <p>この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生ずるものではありませんが、周囲の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。</p>
包括的性教育	<p>身体や生殖のしくみだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育のこと</p>

参考資料

ウェブサイト

- あいちにじいろハンドブック（愛知県民文化局人権推進課）
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/545172.pdf>
- 第5次男女共同参画基本計画 用語解説（内閣府男女共同参画局）
https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/yougo.pdf
- みんなで目指す！SDGs × ジェンダー平等（内閣府男女共同参画局）
<https://www.gender.go.jp/public/subtextbooks/pdf/subtextbooks.pdf>
- 職員のための性自認及び性的指向に関するハンドブック（東京都）
https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/soumu/2278_R1handbook
- 犬山市ホームページ「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」
<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/manabu/1000958/1010696.html>
- 立川市ホームページ「包括的性教育について」
<https://www.city.tachikawa.lg.jp/shisei/heiwa/1007075/1022356.html>

参考資料

- ダイバーシティ研究環境を目指して 多様な性を理解するためのLGBT+ハンドブック（国立大学法人名古屋王業大学 ダイバーシティ推進センター）
- いぬやまにじいろ階段（犬山市役所 1F 市民プラザ）

DVに関する相談先

相談窓口	連絡先		受付時間
犬山市 DV 相談	市子育て支援課	0568-44-0322	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時 ※祝日及び年末年始を除く
DV 相談	愛知県女性相談支援センター	052-962-2527	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 9 時
弁護士による法律相談		052-962-2528	月曜日 午後 2 時～午後 3 時 30 分 (祝日・年末年始、ウィルあいち施設メンテナンス日を除く)
性犯罪被害 110 番	愛知県警	#8103 または 0120-67-7830 (県内からのみ)	24 時間受付
犯罪被害者支援ダイヤル	法テラス	0570-079714	平日 午前 9 時～午後 9 時 土曜 午前 9:00～午後 5 時
女性の人権ホットライン	名古屋法務局	0570-070-810	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分
男性 DV 被害者ホットライン	愛知県	080-1555-3055	毎週土曜日 午後 1 時～午後 4 時まで ※第 5 土曜日、祝日、年末年始を除く ※愛知県に居住、在勤又は在学している男性の DV 被害者が対象